（廃止措置の終了の確認の申請）

第六条の六　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用施設等の解体の実施状況

四　核燃料物質の譲渡しの実施状況

五　核燃料物質による汚染の除去の実施状況

六　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況

2　［略］

（廃止措置の終了の確認の基準）

第六条の七　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質の譲渡しが完了していること。

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。

四　［略］

（許可の取消し等に伴う措置）

第六条の八　第六条の三から前条までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の三第一項	法第五十七条の五第二項	法第五十七条の六第二項
第六条の三の二第一項	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第四項
	前条第一項第三号から第八号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第八号まで
第六条の三の二第二項	［略］	［略］
第六条の四第一項	法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書
	法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第五十七条の六第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可

（廃止措置の終了の確認の申請）

第六条の六　法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用施設等の解体の結果

四　核燃料物質の譲渡しの結果

五　核燃料物質による汚染の除去の結果

六　核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の結果

2　［同上］

（廃止措置の終了の確認の基準）

第六条の七　法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質が譲り渡されていること。

二　残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと。

三　核燃料物質によつて汚染された物が廃棄されていること。

四　［同上］

（許可の取消し等に伴う措置）

第六条の八　第六条の二から第六条の四まで及び第六条の六の規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の二第一項	法第五十七条の六第二項	法第五十七条の七第二項
第六条の三第一項	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第三項	法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第四項
	前条第一項各号	第六条の八第一項において準用する前条第一項各号
第六条の三第二項	［同上］	［同上］
第六条の四第一項	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書	法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書
	法第五十七条の六第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第五十七条の七第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可